

## 中能登町四季のイベント等支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中能登町の歴史、文化、伝統工芸、自然、観光地、産業等や町民融和につながるにぎわい創出を素材とした、四季折々の特色あるイベント等を開催し、歴史文化や伝統芸能の継承、地場産業や観光の振興、交流人口の拡大を図るため、その事業に要する補助金の交付に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象事業は次の各号の事業とする。

- (1) 地域の歴史、文化、伝統工芸、自然、観光地、産業等の四季折々のイベント
- (2) その他町長が特に認めた事業

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、町の別の事業による補助を受けているものは、重複して補助を受けることはできない。

- (1) 町内のグループ、団体（区等の祭礼、親睦事業は除く）
- (2) NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の規定により法人格を得た団体）
- (3) 町長が適当と認める職域団体等
- (4) 町民が主体的に参加する実行委員会等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象外とする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
- (2) 反社会的組織等公序良俗を害する団体

### (補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）補助対象経費は別表に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から当該事業に係る収入金額を控除した額とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

2 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 事業 50 万円を限度のうえ、5 年間に限る。但し、新規かつ軽微（補助対象経費 10 万円以内）な事業で、町長が特に必要と認めた場合は、3 年間に限り、補助対象経費の 10 分の 10 とすることができる。なお、国、県、その他から補助金等が交付される場合には、本補助金に優先して充当したうえで、予算の範囲内で交付する。

3 補助金の申請は、当該年度 1 団体あたり 1 事業を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、中能登町補助金交付規則（平成 17 年中能登町規則第 29 号）（以下「規則」という。）第 4 条の規定による補助金交付申請書（様式第 1 号）に、事業計画、收支予算書など、補助対象経費を明らかにする書類を添えて、町長に提出するものとし、その提出期限は、町長が別に定める応募要領のとおりとする。

### (補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めたときは、規則第 7 条の規定により、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を送付しなければならない。

### (補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定に係る事業完了後すみやかに、事業の実績がわかる書類を添えて、規則

第13条の規定による補助金実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、補助事業の結果を調査のうえ交付額を確定し、規則第14条の規定による補助金確定通知書(様式第4号)を送付しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確保した後に交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、概算払を行うことができる。

2 町長は、前項による請求(様式第5号)をもって補助金を交付するものとする。

(イベントの全部又は一部中止の場合の措置)

第11条 気象条件、天変地異等主催者の意思に基づかない不測の事態によりイベントの全部又は一部が中止となった場合において、前条の手続きにより既に交付決定がされた補助金のうち当該団体において執行済みの経費については補助対象とすることができます。

(決定の取消し等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条により補助金の交付決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第4条,第5条関係）

補助事業		補助率	補助上限額 (補助下限額)
補助対象経費の 区分	内容		
事業費	<p>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、原材料費 (会場設営に係るものに限る)。</p> <p>※食糧費、施設整備費、備品購入費、その他、補助金の対象とすることが不適当と認める経費を除く。</p> <p>※事業は5年間に限る。</p>	1/2	50万円まで (5万円)
上記の事業費と内容に基づき、新規かつ軽微で補助対象経費10万円以内の事業であり、町長が特に必要と認めた場合は、3年間に限り補助対象経費の10分の10とする（第5条関係）		10/10	10万円まで
経費の種類	例示		
報償費	出演者、講師等の謝礼金、賞品代		
旅費	出演者、講師等の交通費、宿泊費		
需用費	<p>消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費※1</p> <p>※1：町特産品開発や試作に係るものに限る</p>		
役務費	通信運搬費、広告料、筆耕料、保険料		
委託料	(維持管理に要するものを除く。)		
使用料及び賃借料	会場使用料、駐車場使用料、自動車借上料、機器借上料		
原材料費	原材料費		
その他補助対象として適當と認められる経費	上記の左欄に掲げる経費のうち、上記以外で町長が適當と認める経費		

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

中能登町長

団体等名

代表者名

年度中能登町四季のイベント等支援事業費補助金交付申請書

中能登町補助金交付規則第4条の規定及び、中能登町四季のイベント等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり別紙関係書類を添えて申請します。

記

1、交付申請額 円

2、補助対象経費 円

3、交付希望日 年 月 日

4、添付書類 別紙 事業計画書  
収支予算書（費目別の経費のわかるもの）  
その他参考となるもの

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月  
日 日

殿

中能登町長

年度中能登町四季のイベント支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金について、中能登町補助金交付規則第7条の規定及び、中能登町四季のイベント等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1、交付決定額 円

2、補助対象経費 円

3、交付予定日 年 月 日

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

中能登町長

団体名  
代表者名

年度中能登町四季のイベント等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、中能登町補助金交付規則第13条の規定及び、中能登町四季のイベント等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1、交付金額 円

2、補助対象経費の実績 円

3、添付書類 別紙 事業報告書  
収支決算書（費目別の経費がわかるもの）  
その他参考となるもの

様式第4号(第9条関係)

第 号  
年 月  
日 日

殿

中能登町長

年度中能登町四季のイベント等支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記補助金について、中能登町補助金交付規則第14条の規定及び、中能登町四季のイベント等支援費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

1 補助金確定額 円

2 補助対象経費の確定額 円

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

中能登町長

団体名

代表者名

年度中能登町四季のイベント等支援事業費補助金（概算払・精算払）請求書

年 月 日付け中企第 号により補助金交付決定の通知があった、標記補助金について、下記の金額を交付されるよう、中能登町補助金交付規則第16条の規定及び中能登町四季のイベント等支援事業費補助金第10条の規定により請求いたします。

記

請求金額 円

(内訳)	交付決定額	円
	交付済額	円
	今回請求額	円
	残額	円

【振込先口座】

銀行名	
支店名	
口座種類	
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義	